

# 我孫子市下水道事業年報

令和元年度版

建設部下水道課

# 目 次

## I 概 要

1. 我孫子市の下水道事業のあゆみ	1
2. 下水道の役割	2
3. 下水道の種類と仕組み	3
(1) 下水道の種類	3
(2) 下水道の仕組み	4
4. 下水道と排水設備	6

## II 計 画

1. 下水道計画の概要	7
2. 下水道施設の計画基準	8
3. 下水道事業拡張の経緯	10
4. 社会資本総合整備計画	14

## III 整備状況

1. 下水道施設の整備状況	18
(1) 整備面積（污水）	19
(2) 整備面積（雨水）	20
(3) 管路整備延長	23

## IV 維持管理

1. 下水道施設の維持管理状況	24
(1) 管路施設の維持管理	24
(2) 雨水ポンプ場の維持管理	25
(3) 污水取付管、人孔蓋及び陥没の修繕	26

## V 水洗化普及

1. 水洗化普及促進事業の概要	27
2. 普及状況	28
3. 排水設備設置申請状況	29
4. 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給利用状況	29

<b>VI 財 政</b>	
1. 下水道財政の概要	30
2. 下水道使用料等	31
(1) 使用料	31
(2) 受益者負担金	31
(3) 使用料金の変遷	31
(4) 使用料の収入状況	32
(5) 受益者負担金納入状況	32
3. 下水道事業の財政運営	33
(1) 年度別決算総括表	33
(2) 収益的収支表	34
(3) 費用構成表	35
(4) 資本的収支表	36
(5) 処理原価の内訳	37
(6) 経営分析	38
(7) 起債償還表	39
<b>VII 組織及び人員</b>	
1. 建設部下水道課・治水課の構成	41
2. 事務分掌	42
<b>VIII 用語の説明</b>	44
<b>資 料</b>	
1. 令和元年度末整備状況	47
2. 年度別整備状況	48
(1) 整備面積・整備人口、 処理面積・処理人口・水洗化人口	48
(2) 自然流域別の手賀沼側における下水道整備状況	49
(3) 指定湖沼（手賀沼）の指定地域における下水道整備状況	50
(4) 特定環境保全公共下水道整備状況	51
3. 年度別事業費	52

# I 概 要

## 1. 我孫子市の下水道事業のあゆみ

本市の公共下水道事業は、昭和42年から45年にかけて行われた湖北台団地（日本住宅公団）の造成に伴って、単独公共下水道（計画面積144ha、計画人口22,000人）の建設に着手したことに始まりました。

首都圏30km圏内という地理的条件は、手賀沼湖畔の若松団地を初めとして、各所で数多くの開発をもたらし、大規模な開発区域内には地域下水処理施設が設置されました。この頃から、都市化による人口の増加や生活様式の変化により、それまでの自然体系が影響を受け、排水の流末となっている手賀沼が著しく汚染され始めました。

こうした状況に対応すべく本市では、昭和44年に都市計画課内に下水道係〔昭和46年4月1日より下水道課〕を設置すると共に、下水道施設の適切な管理と運営を図るため、下水道条例を制定しました。

手賀沼が、公害対策基本法〔現在は環境基本法（平成5年法律第91号）〕に基づき水質汚濁に係る環境基準区域に指定されたのを契機に、千葉県では手賀沼流域下水道計画を策定、昭和47年3月に事業に着手し、昭和56年4月に手賀沼終末処理場の一部供用を開始しました。

本市も、手賀沼流域下水道計画で手賀沼沿いに位置づけられた手賀沼北部幹線に接続すべく手賀沼流域関連公共下水道計画を策定、昭和48年2月に我孫子地区の290haについて事業に着手し、昭和56年4月に51haを供用開始する運びとなりました。この頃から手賀沼流域関連公共下水道事業は一段と本格化し、随時整備区域の拡大が図られました。平成5年7月には、単独公共下水道として整備された湖北台団地は流域関連公共下水道へ編入されました。

平成8年に、千葉県では更に生活環境の改善に寄与するため、手賀沼流域下水道計画に利根川側の手賀沼北部第二幹線を追加し、建設に着手しました。

本市では、千葉県の手賀沼流域下水道事業計画変更（第23次）に合わせ、平成30年8月に手賀沼流域関連公共下水道事業計画変更（第17次）を行い、1,653haの地域において整備を進めています。

## 2. 下水道の役割

### 周辺環境の改善

生活排水や工場等の産業活動によって排出される汚水が、速やかに排除されず、都市内に停滞すると、悪臭の発生源となることはもとより、蚊や蠅の発生をまねき、感染症の発生の可能性が増大します。下水道はこうした居住環境を向上させるために、欠くことのできない施設です。

### 便所の水洗化

都市においては、従来の汲取り便所は、収集運搬時の臭気等のため、個々の家庭のみならず、周囲に不快感を与えます。そのうえ感染症の媒体となる蚊や蠅の温床ともなり、非衛生的です。

下水道が整備されることにより、便所の水洗化が可能となり、衛生的で快適な生活を送れるようになります。し尿は、台所の流し水や洗濯水などの他の汚水とともに、下水道管を流れて下水処理場で効果的に処理されます。

### 水質の保全

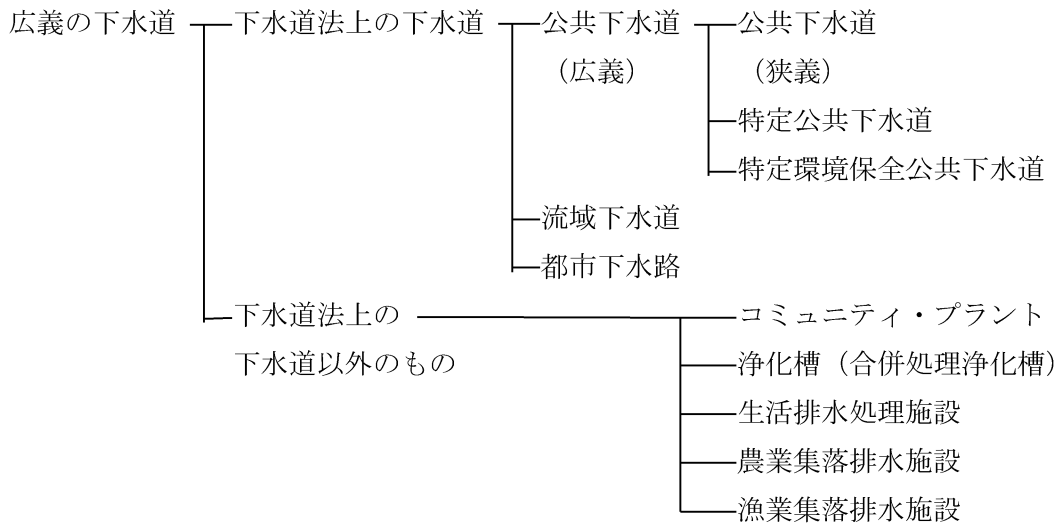
汚水が処理されないまま、河川や湖沼などの公共用水域に排出されると、水質の汚濁が進行します。公共用水域の水質の悪化は、上水道、漁業、農業用水、工業用水さらに水浴びなどのレクリエーションの場としての価値減少など、あらゆる分野に直接的あるいは間接的に被害をもたらすこととなります。

下水道は、汚水の収集、運搬、処理を一括して行うことから、河川や湖沼などの公共用水域の水質汚濁防止に積極的な役割を果たし、豊かな自然環境を保全するために大きく寄与するものです。

### 3. 下水道の種類と仕組み

#### (1) 下水道の種類

下水道は下水道法により、公共下水道、流域下水道、都市下水路の3種類に分けられます。



#### ① 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものです。そのうち、終末処理場を有するものを単独公共下水道、流末を流域下水道に接続しているものを流域関連公共下水道と呼びます。

#### ② 特定環境保全公共下水道

公共下水道の一種で、市街化区域以外にある農村部の生活環境の改善、あるいは湖沼等の自然環境の保全を目的に行う下水道です。

#### ③ 流域下水道

2以上の市町村の区域にわたる下水を受けてこれを排除し、処理するために地方公共団体（都道府県）が管理する下水道で、それぞれの市町村の管渠が接続される下水道幹線、ポンプ場と終末処理場から構成されています。

#### ④ 都市下水路

主として市街地内の雨水排除を目的とするもので、開渠を原則とします。

## (2) 下水道の仕組み

下水道は、浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的とする基盤的な施設であり、排水設備・管渠・ポンプ場・処理場から構成されています。下水の排除方式としては、汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する分流式と、汚水と雨水を同一の管渠系統で排除する合流式があります。

### ① 排水設備

排水設備は、台所・風呂場・水洗便所等から生じた汚水や宅地内に降った雨を、管渠に流入させるための施設で、土地・建物等の所有者が設置するものです。

### ② 管渠

管渠は、道路などの地下に網の目のように埋設され、家庭や工場などから排出された汚水や雨水を収集し、ポンプ場・処理場に運搬する役目を果たしています。その途中には清掃、点検等のための多数のマンホールを設けています。

### ③ ポンプ場

ポンプ場は、管渠で自然流下できない部分を補うため、汚水をポンプで揚水し順次送水する汚水中継ポンプ場と、大雨の時に浸水災害を防止するため雨水を河川等に強制的に放流する雨水ポンプ場とがあります。

### ④ 処理場

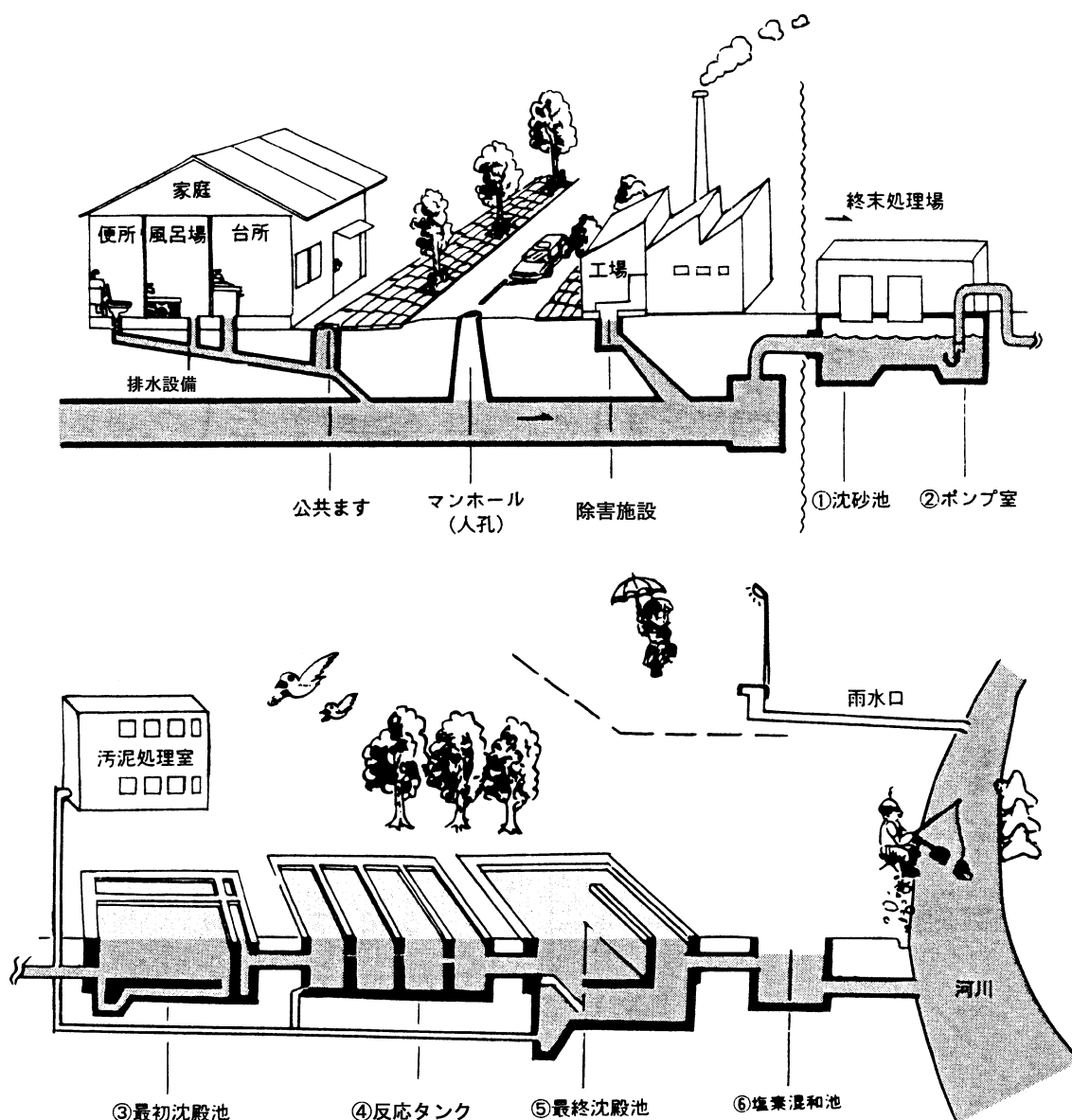
処理場は、管渠により集められた下水を、きれいな水にするための施設であり、その処理過程は、先ず下水に含まれるゴミや土砂類を沈砂池で沈降させた後、ゆるやかに最初沈殿池に流し、固形物を除去します。

次に、反応タンクで生物処理法（微生物）により残っている有機物を分解し沈みやすくして、最終沈殿池で汚泥として沈殿させたうえ、上澄水を塩素減菌して海などに放流します。

また、沈殿池から発生した汚泥は、濃縮及び脱水更に焼却等により減量化を図り処分します。



下水道（污水）は、一般に污水管渠、中継ポンプ場及び污水を生物化学的に処理する終末処理場からなっています。



- ① 沈砂池 処理場に入ってきた污水の土砂を沈め、ごみを取り除く。
- ② ポンプ室 污水を最初沈殿池へ送る。
- ③ 最初沈殿池 この池では、污水に混じった比較的粗いごみや汚泥を沈殿させる。
- ④ 反応タンク 空気と活性汚泥を下水に混入して、微生物の作用で、溶解している有機物を沈殿しやすい状態にします。
- ⑤ 最終沈殿池 沈殿しやすくなった汚泥を沈殿させ、上澄水はほとんど無色透明な水となる。
- ⑥ 塩素混和池 処理された水は塩素で滅菌して川へ放流する。



## Ⅱ 計 画

## 1. 下水道計画の概要

下水道は、海や川、湖沼などを私たちの生活排水で汚してしまうのを防ぐなど、快適な都市生活環境づくりに欠かすことができません。

本市では、手賀沼の水質改善や市民の生活環境の向上を目的として、上位計画の印旛沼、手賀沼流域別下水道整備総合計画（現在、利根川流域別下水道整備総合計画として千葉県が策定）及び手賀沼流域下水道計画に基づいて、昭和47年度に我孫子市手賀沼流域関連公共下水道計画を策定しました。

当初の我孫子市手賀沼流域関連公共下水道全体計画は、計画区域2,281ha、計画人口205,000人でありましたが、平成22年度に見直しを行い、現在は計画区域2,334ha、計画人口133,700人です。

当初の我孫子市手賀沼流域関連公共下水道事業計画は、計画区域290ha、計画人口31,695人でありましたが、事業の進捗に併せて随時見直しを行い、現在は計画区域1,653ha、計画人口126,173人です。

## 2. 下水道施設の計画基準

項 目	採 用 値	説 明
下 水 排 除 方 式	分 流 式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道の排除方式には分流式と合流式とがあり、従来我が国の下水道の大部分が合流式によって計画されてきました。しかし近年、下水道は単に市街地の環境整備、浸水防止を図るという目的にとどまらず公共用水域の水質保全という重要な機能を狙うようになり、分流式を採用する都市が増えてきました。従って本市における下水道計画では、河川、湖沼等の水質汚濁防止並びに上位計画との整合を図り分流式を採用しています。</li> <li>・ 都市計画法第13条によれば少なくとも市街化区域については、下水道を都市施設として定めることとしています。従って本市のように市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）がなされている場合は、市街化区域を下水道の計画区域に含めることは勿論です。しかしながら、下水道の計画は概ね20年前後を目標としていることから、平成36年における下水道全体計画区域については上位計画である手賀沼流域下水道計画と整合を図り、市街化区域周辺部719haを加えた2,334haを本市下水道全体計画区域としています。</li> <li>・ 本市の下水道計画人口は、過去の人口の伸び及び市基本計画上の人口を考慮し推計した値を用いていますが、下水道計画上、段階的に建設が可能な施設を除いては簡単に敷設替え等が出来ることから、当初から将来の人口、汚水量を見込む必要性があります。従って本市の下水道全体計画人口については、本市のピーク人口に相当する平成36年での行政人口134,000人を求め、うち下水道計画外人口300人を除く133,700人としています。</li> </ul>
下水道全体計画区域	2, 334 ha	
下水道全体計画人口	133, 700人	
家庭汚水量原単位 日平均 日最大 時間最大 地下水	305 <sup>リットル</sup> ／人・日 405 <sup>リットル</sup> ／人・日 610 <sup>リットル</sup> ／人・日 70 <sup>リットル</sup> ／人・日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭汚水量原単位は、原則として市の上水道給水実績及び計画より予想していますが、最終的には上位計画と整合を図っています。また工場排水量は、市の将来工業出荷額に産業別の汚水量原単位を乗じる事によって求めています。</li> </ul>
家庭汚水量の算出		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭汚水量の算出は、下水道計画人口に家庭汚水量原単位を乗じて求めています。なお家庭汚水量原単位には地下水、工場排水量等を考慮するようにしています。</li> </ul>

雨水流出量の算定	合 理 式	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨水の流出量を算定するにあたっては、本市の場合最も一般的な合理式によって求めています。なお、確率降雨強度公式については、特性係数法により、5年確率の降雨データから設定しています。</li> </ul>
流出係数	0.5 0.55 (平和台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>流出係数については、市内にモデル地区を設定し、その工種別基礎流出係数の加重平均値を採用しています。</li> </ul>
流速及び流量の算定式	クッター公式	<ul style="list-style-type: none"> <li>流量計算には一般にマニング式又はクッター式がありますが、本市の場合クッター式を採用しています。</li> </ul>
粗度係数	0.010~0.013	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋コンクリート管（ヒューム管）の場合は0.013、硬質塩化ビニール管の場合は0.010を採用しています。</li> </ul>
管の材質		<ul style="list-style-type: none"> <li>地質等によって、鉄筋コンクリート管（ヒューム管）と硬質塩化ビニール管を使い分けています。</li> </ul>
最小管径		<ul style="list-style-type: none"> <li>汚水Φ200mm、雨水Φ250mmを最小管径としています。</li> </ul>
流速及び勾配		<ul style="list-style-type: none"> <li>流速は下流に行くに従い漸増させ、勾配は下流に行くに従い次第に緩くなるよう計画しています。</li> </ul>
流速の範囲		<ul style="list-style-type: none"> <li>汚水の流速は0.6m/sec~3.0m/sec、雨水の流速は0.8m/sec~3.0m/secの範囲で計画しています。</li> </ul>
計画水深		<ul style="list-style-type: none"> <li>円形管については満流、矩形管については9割として計画しています。</li> </ul>
管渠の余裕率		<ul style="list-style-type: none"> <li>汚水管渠の余裕率は原則として下水道施設設計指針（公益社団法人日本下水道協会発行）に基づいて計画しています。</li> </ul>

### 3. 下水道事業拡張の経緯

#### (1) 流域関連公共下水道

項目	決定及び変更年月日	面積 (ha)	人口 (人)	日最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	事業費 (百万円)	目標年度又は 事業年度	変更内容
全体計画		2,334	133,700	63,960		H36	
当 初	都市計画 決定	我孫子市告示第20号 昭和47年8月7日	290	31,695	19,797		
	下水道法 事業認可	千葉県指令第529号 昭和48年2月8日	290	31,695	19,797	3,355	S47 ~ S54
第 1 回 変 更	都市計画 決定	我孫子市告示第28号 昭和49年7月16日	384	41,130	24,703		区域の追加
	下水道法 事業認可	千葉県指令第645号 昭和50年2月25日	384	41,130	24,703	4,555	S47 ~ S54 区域の追加及び事業費の変更
第 2 回 変 更	都市計画 決定	我孫子市告示第12号 昭和50年12月4日	384	41,130	24,703		幹線の一部ルート変更
	下水道法 事業認可	千葉県指令第2739号 昭和50年12月20日	384	41,130	24,703	4,555	S47 ~ S54 幹線の一部ルート変更
第 3 回 変 更	都市計画 決定	我孫子市告示第50号 昭和53年12月12日	384	41,130	20,565		幹線の一部ルート変更
	下水道法 事業認可	千葉県指令第2860号 昭和54年2月15日	384	41,130	20,565	6,266	S47 ~ S58 幹線の一部ルート変更、事業費、年度の変更
第 4 回 変 更	都市計画 決定	我孫子市告示第77号 昭和56年11月21日	469	55,353	33,212		区域の追加
	下水道法 事業認可	千葉県指令第332号の1 昭和57年6月14日	汚水 531 雨水 447	61,833	34,008	8,410	S47 ~ S62 区域の追加、事業費、年度の変更
第 5 回 変 更	都市計画 決定	我孫子市告示第10号 昭和60年3月6日	673	90,350	54,210		区域の追加及び幹線の一部ルート変更
	下水道法 事業認可	千葉県指令第361号の4 昭和60年8月30日	汚水 692 雨水 533	79,000	43,450	16,320	S47 ~ H2 区域の追加、幹線の一部ルート、事業費及び年度の変更
第 6 回 変 更	都市計画 決定	我孫子市告示第143号 昭和62年11月7日	1,078	114,470	72,499		区域の追加及び幹線の一部ルート変更
	下水道法 事業認可	千葉県下指令第2号の13 昭和62年12月15日	汚水 924 雨水 603	81,100	43,962	20,104	S47 ~ H4 区域の追加、幹線の一部ルート、事業費及び年度の変更
第 7 回 変 更	都市計画 決定	我孫子市告示第1097号 昭和62年12月15日	汚水 861 雨水 470	73,560	36,412	18,088	S47 ~ H4 区域の追加、幹線の一部ルート、事業費及び年度の変更
	下水道法 事業認可	千葉県下指令第2号の1 平成2年3月23日	汚水 1,018 雨水 603	88,800	52,657	21,484	S47 ~ H5 区域の追加、幹線の一部断面、事業費及び年度の変更
第 8 回 変 更	都市計画 決定	我孫子市告示第242号 平成2年3月23日	汚水 939	81,000	48,367	19,234	S47 ~ H5 区域の追加、幹線の一部断面、事業費及び年度の変更
	下水道法 事業認可	千葉県下指令第2号の1 平成5年7月2日	汚水 1,311 雨水 806	107,200	63,849	34,807	S47 ~ H10 区域の追加、幹線の一部ルート、事業費及び年度の変更
第 9 回 変 更	都市計画 決定	我孫子市告示第19号 平成5年3月1日	1,347	144,360	90,433		区域の追加、幹線の一部ルート変更
第 10 回 変 更	下水道法 事業認可	千葉県下指令第2号の1 平成5年7月2日	汚水 1,231 雨水 673	99,230	59,385	32,683	S47 ~ H10 区域の追加、幹線の一部ルート、事業費及び年度の変更

項目	決定及び変更年月日	面積 (ha)	人口 (人)	日最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	事業費 (百万円)	目標年度又は 事業年度	変更内容	
第9回変更	都市計画法 決定	我孫子市告示第63号 平成10年4月13日	1,649	173,160	108,914		区域の追加、幹線の廃止	
	下水道法 事業認可	千葉県下計指令第54号 平成11年3月19日	汚水 1,639 雨水 806	121,980	62,946	37,595	S47 ~ H15	区域の追加、幹線の追加、事業費及び年度の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第394号 平成11年3月30日	汚水 1,558 雨水 673	115,070	59,042	35,275	S47 ~ H15	区域の追加、幹線の追加、事業費及び年度の変更
第10回変更	都市計画法 決定							
	下水道法 事業認可	千葉県下計指令第29号 平成14年6月14日	汚水 1,639 雨水 806	124,170	74,910	36,718	S47 ~ H19	処理分区分界、幹線の一部ルート・廃止・断面及び延長、事業費及び年度の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第582号 平成14年7月9日	汚水 1,558 雨水 673	117,260	71,580	34,397	S47 ~ H19	事業費及び年度の変更
第11回変更	都市計画法 決定	我孫子市告示第97号 平成19年10月16日	1,651	126,000	75,780		区域の追加	
	下水道法 事業認可	千葉県下計指令第5420号 平成20年3月12日	汚水 1,651 雨水 806	121,320	73,530	31,881	S47 ~ H22	区域の追加、事業費及び年度の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第383号 平成20年3月28日	汚水 1,570 雨水 673	114,580	70,295	29,560	S47 ~ H22	区域の追加、事業費及び年度の変更
第12回変更	都市計画法 決定							
	下水道法 事業認可	千葉県下令第240号 平成21年7月14日	汚水 1,651 雨水 850	121,320	73,530	38,595	S47 ~ H22	雨水計画区域の追加、事業費の変更
	都市計画法 事業認可							
第13回変更	都市計画法 決定							
	下水道法 事業認可	千葉県下指令第816号 平成22年3月4日	汚水 1,651 雨水 850	121,320	73,530	38,676	S47 ~ H22	総合地震対策事業の追加
	都市計画法 事業認可							
第14回変更	都市計画法 決定							
	下水道法 事業認可	千葉県下指令第732号 平成23年3月29日	汚水 1,651 雨水 865	126,900	55,320	51,028	S47 ~ H27	雨水計画区域の追加、流域下水道計画見直しに伴う計画諸元の見直し、事業費及び年度の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第279号 平成23年3月29日	汚水 1,570 雨水 688	120,670	57,180	48,881	S47 ~ H27	区域の追加、事業費及び年度の変更
第15回変更	都市計画法 決定	我孫子市告示第254号 平成25年12月20日	1,651	125,200	59,920		雨水ポンプ場の追加、雨水調整池の追加、汚水中継ポンプ場の削除	
	下水道法 事業計画	下第725号 平成26年3月27日	汚水 1,651 雨水 994	126,900	55,320	49,993	S47 ~ H27	雨水計画区域の追加、雨水ポンプ場の容量組合せの変更、雨水調整池の追加、汚水中継ポンプ場の削除、事業費の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第264号 平成26年4月4日	汚水 1,570 雨水 817	120,670	52,600	47,613	S47 ~ H27	区域の追加、汚水中継ポンプ場の削除、事業費の変更
第16回変更	都市計画法 決定							
	下水道法 事業計画	下第436号 平成27年11月17日	汚水 1,653 雨水 994	126,970	55,950	52,798	S47 ~ H30	区域の追加、区域拡大に伴う計画諸元の見直し、汚水計画区域変更、幹線の追加・削除 雨水計画幹線ルート変更、幹線の追加・削除、断面変更、事業費の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第180号 平成28年3月8日	汚水 1,570 雨水 817	120,670	52,600	49,726	S47 ~ H30	事業費及び年度の変更
第17回変更	都市計画法 決定	我孫子市告示第226号 平成30年9月18日	1,651	125,200	59,920		汚水中継ポンプ場の削除	
	下水道法 事業計画	下第279号 平成30年8月28日	汚水 1,653 雨水 994	126,173	55,040	55,760	S47 ~ H35	雨水計画幹線ルート変更、断面変更、汚水中継ポンプ場の削除、事業費の変更
	都市計画法 事業認可	千葉県告示第37号 平成31年1月22日	汚水 1,570 雨水 817	120,670	52,600	52,361	S47 ~ H35	汚水中継ポンプ場の削除 事業費及び年度の変更



(2) 単独公共下水道

項目	決定及び変更年月日	面積 (ha)	人口 (人)	日最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	事業費 (百万円)	目標年度又は 事業年度	変更内容
全体計画		(手賀沼流域関連公共下水道の全体計画区域に含まれており、将来は流域下水道に接続する予定)					
当	都市計画 決定	昭和42年8月23日	144	22,000	6,600		
	下水道法 事業認可	昭和42年9月20日	144	22,000	6,600		
初	都市計画法 事業認可	昭和42年9月20日	144	22,000	6,600		
	都市計画 決定	昭和56年11月21日	88	11,200	6,160		区域の変更
第1 回 変 更	下水道法 事業認可	昭和57年6月14日	88	11,200	6,160		汚水56haを流域下水道に接 続
	都市計画法 事業認可						
第2 回 変 更	都市計画 決定	平成5年3月1日					流域関連公共下水道に編入
	下水道法 事業認可	平成5年7月2日					流域関連公共下水道に編入
	都市計画法 事業認可	平成5年7月2日					流域関連公共下水道に編入



## 4. 社会資本総合整備計画

### 社会資本整備総合交付金

地方公共団体が『活力創出』『水の安全・安心』『市街地整備』『地域住宅支援』の4分野で、政策目的を実現するため社会資本総合整備計画を作成し、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業や関連する社会資本整備事業、ソフト事業を総合的・一体的に支援するために設けられた国の交付金で、交付期間は概ね3～5年です。

国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設されています。

### 社会資本総合整備計画

社会資本整備総合交付金により事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画を作成し国土交通大臣に提出し、また、これを公表することとなっています。

現在、我孫子市ではこの制度を利用して下記の通り整備を行っています。

※事業の進捗、予算等により、計画は変更する場合があります。

### 我孫子市の社会資本総合整備計画一覧

計画、事業名	計画期間	担当課
あびこのうるおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進	平成28年 ～平成32年	下水道課
あびこのうるおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進(重点計画)	平成30年 ～平成32年	下水道課
あびこのうるおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進(防災・安全)(重点計画)	平成30年 ～平成32年	治水課
我孫子市防災備蓄倉庫整備計画(防災・安全)	平成29年 ～平成31年	市民安全課



社会資本総合整備計画

令和1年8月22日

計画の名称	あびこのうるおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進(重点計画)		交付対象	我孫子市		重点配分対象の該当	○
計画の期間	平成30年度～平成32年度(3年間)						
計画の目標	下水道整備により、安全・安心・快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。						
計画の成果目標(定量的指標)	・整備面積を1,279ha (H28初) から1,334ha (H32) に増加させることにより、下水道処理人口普及率を82.7% (H28初) から85.0% (H32) に増加させる。						
定量的指標の定義及び算定式	下水道処理人口普及率 下水道を利用できる人口(人) / 総人口(人)		914.0百万円		A	914.0百万円	B
	合計 (A+B+C+D)		914.0百万円		A	914.0百万円	B
全体事業費	914.0百万円		914.0百万円		A	914.0百万円	B
	C		-				
	D		-				
	82.7%		84.1%				
	85.4%		85.4%				
備考	当初1つであった整備計画を切り分けため、計画を 除る成果目標については、事後評価等を関連する整備 計画と一体的に実施する。						

事業番号	事業種別	地域種別	交付対象	事業者	事業となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間(年度)				費用便益比	個別施設計画 策定状況	備考
								H28	H29	H30	H31			
A-2	下水道	一般	我孫子市	我孫子市	第5処理分区の汚水幹線整備(未普及解消)	汚水管 φ=200mm L=450m 舗装復旧	我孫子市					11.0	-	
A-4	下水道	一般	我孫子市	我孫子市	第4処理分区の汚水枝線整備(未普及解消)	汚水管 φ=200mm L=1,370m	我孫子市					151.0	-	
A-5	下水道	一般	我孫子市	我孫子市	第5処理分区の汚水枝線整備(未普及解消)	汚水管 φ=200mm L=3,040m	我孫子市					267.0	-	
A-7	下水道	一般	我孫子市	我孫子市	北部第2処理分区の汚水枝線整備(未普及解消)	汚水管 φ=200mm L=100m 舗装復旧	我孫子市					7.0	-	
A-8	下水道	一般	我孫子市	我孫子市	北部第4処理分区の汚水枝線整備(未普及解消)	汚水管 φ=200mm L=1,110m	我孫子市					101.0	-	
A-10	下水道	一般	我孫子市	我孫子市	北部第7処理分区の汚水枝線整備(未普及解消)	汚水管 φ=200mm L=3,180m	我孫子市					274.0	-	
A-11	下水道	一般	我孫子市	我孫子市	第10処理分区の汚水幹線整備(未普及解消)	汚水管 φ=200mm L=60m	我孫子市					27.0	-	
A-12	下水道	一般	我孫子市	我孫子市	北部第2処理分区の汚水幹線整備(未普及解消)	汚水管 φ=250・300mm L=1,302m 実施設計	我孫子市					26.0	-	
合計												864.0	-	

事業番号	事業種別	地域種別	交付対象	事業者	事業となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間(年度)				費用便益比	個別施設計画 策定状況	備考
								H28	H29	H30	H31			
B 関連社会資本整備事業(該当なし)														
合計														

事業番号	事業種別	地域種別	交付対象	事業者	事業となる事業名 (事業箇所)	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)				費用便益比	備考
								H28	H29	H30	H31		
C 効果促進事業(該当なし)													
合計													
備考													

事業番号	事業種別	地域種別	交付対象	事業者	事業となる事業名 (事業箇所)	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)				費用便益比	備考
								H28	H29	H30	H31		
D 社会資本整備田沼北地籍整備事業(該当なし)													
合計													
備考													

事業番号	事業種別	地域種別	交付対象	事業者	事業となる事業名 (事業箇所)	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)				費用便益比	備考
								H28	H29	H30	H31		
E その他関連する事業													
合計													
備考													

あびこのうるおいと安心を支える下水道整備事業の効率的推進



### Ⅲ 整備状況

## 1. 下水道施設の整備状況

令和元年度の整備状況は、下水道管渠のうち汚水管渠については、約388m布設し、7.15haの区域を整備しました。雨水管渠については、約450m布設し、23.40haの区域を整備しました。この結果、令和元年度末までに汚水管渠1,328.92ha、雨水管渠659.76haの区域の整備が完了しました。

なお、令和元年度末の下水道整備率は、全体計画面積2,334haに対し、汚水が56.9%、雨水が28.3%、事業計画面積に対しては、汚水が計画面積1,653.54haに対して80.4%、雨水が計画面積993.77haに対して66.4%となっています。

	汚水	雨水
全体計画面積 (A)	2,334ha	
事業計画面積 (B)	1653.54ha	993.77ha
令和元年度整備延長	388m	450m
令和元年度整備面積	7.15ha	23.40ha
令和元年度末整備面積 (C)	1328.92ha	659.76ha
整備率 (全体計画) (C/A)	56.9%	28.3%
整備率 (事業計画) (C/B)	80.4%	66.4%



## (1) 整備面積 (汚水)

(単位 : ha)

処理分区名	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
柏 第 6	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00
我 孫 子 第 1	52.08	52.08	52.08	52.08	52.08
我 孫 子 第 2	45.75	45.75	45.75	45.75	45.75
我 孫 子 第 3	107.62	107.62	107.62	107.62	107.62
我 孫 子 第 4	167.91	167.91	167.91	167.91	168.05
我 孫 子 第 5	110.45	110.45	112.73	115.81	118.26
我 孫 子 第 6					
我 孫 子 第 7	144.00	144.00	144.00	144.00	144.00
我 孫 子 第 8 - 1					
我 孫 子 第 8 - 2	55.80	55.80	55.80	55.80	55.80
我 孫 子 第 9 - 1	49.21	49.21	49.21	49.21	49.21
我 孫 子 第 9 - 2	33.98	33.98	33.98	33.98	33.98
我 孫 子 第 10	99.57	101.51	106.73	106.73	107.20
我 孫 子 北 部 第 1	21.48	21.48	21.48	21.48	21.48
我 孫 子 北 部 第 2	129.78	129.78	130.86	130.86	130.86
我 孫 子 北 部 第 3					
我 孫 子 北 部 第 4	143.66	143.66	143.66	143.78	143.90
我 孫 子 北 部 第 5					
我 孫 子 北 部 第 6	32.76	33.85	33.85	33.85	33.85
我 孫 子 北 部 第 7	17.46	17.46	24.43	26.72	29.97
我 孫 子 北 部 第 8					
我 孫 子 北 部 第 9	13.66	13.69	13.72	13.72	13.72
我 孫 子 北 部 第 10	63.75	63.75	63.75	64.47	65.19
合 計	1,296.92	1,299.98	1,315.56	1,321.77	1,328.92

## (2) 整備面積 (雨水)

(単位 : ha)

項目		年度				
		H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
全体計画面積 (ha) A		2,334				
事業認可面積 (ha) B		993.77				
整備 済 面 積	根戸排水区	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00
	舟戸排水区					
	ときわ排水区	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00
	白山第2排水区					
	白山第1排水区					
	白山下排水区					
	若松第1排水区		1.40	2.00	2.00	2.00
	若松第2排水区	3.56	3.56	5.48	5.48	5.48
	若松第3排水区	2.31	2.31	2.31	2.31	8.81
	若松第4排水区	3.14	3.14	3.14	3.20	3.20
	若松第5排水区	1.24	1.24	1.24	5.14	5.14
	宿排水区	41.50	41.50	41.50	41.50	41.50
	子の神排水区					
	高野山第1排水区					
	高野山第2排水区					
	高野山第3排水区					
	高野山第4排水区					
	高野山第5排水区					
	高野山第6排水区					
	下ヶ戸第2排水区	8.73	8.73	8.73	8.73	8.73
	湖北台第1排水区	20.02	20.02	20.02	20.02	20.02
	湖北台第2排水区	115.25	115.25	115.25	115.25	115.25
中里排水区						
日秀排水区						
布佐排水区	98.59	98.59	98.59	98.59	115.49	
布佐下排水区						

項目	年度	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
	新々田排水区					
つくし野第1排水区						
つくし野第1-1排水区						
つくし野第2排水区						
つくし野第3排水区						
つくし野第4排水区						
つくし野第5排水区						
つくし野第6排水区						
つくし野第7排水区						
つくし野第8排水区						
新宿排水区		27.15	27.15	27.15	27.15	27.15
関東排水区		47.20	47.20	47.20	47.20	47.20
並木排水区						
天王台排水区		12.04	12.04	12.04	12.04	12.04
久寺家第1排水区		7.50	15.34	15.34	15.34	15.34
久寺家第2排水区						
布施排水区						
柴崎排水区						
柴崎台2排水区						
青山台排水区		88.21	88.21	88.21	88.21	88.21
青山排水区		56.58	56.58	56.58	56.58	56.58
下ヶ戸第1排水区						
下ヶ戸第3排水区						
岡発戸排水区						
中峠上第1排水区						
中峠上第2排水区						
中峠上第3排水区						
中峠下排水区						
中峠排水区						

整備  
済  
面積

項目	年度	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
	整備 済 面積	上新木排水区				
新木第1排水区						
新木第2排水区						
新木第3-1排水区						
新木第3-2排水区						
新木第4排水区		58.62	58.62	58.62	58.62	58.62
新木第5排水区						
江蔵地排水区						
合 計 C	620.64	629.88	632.40	636.36	659.76	
整備率(全体計画)(%)C/A	26.6	27.0	27.1	27.3	28.3	
整備率(事業認可)(%)C/B	62.5	63.4	63.6	64.0	66.4	

## (3) 管路整備延長

(単位：m)

処理分区名	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
柏 第 6	2,073.90	2,073.90	2,073.90	2,073.90	2,073.90
我 孫 子 第 1	14,103.17	14,103.17	14,103.17	14,103.17	14,103.17
我 孫 子 第 2	10,510.80	10,510.80	10,510.80	10,510.80	10,510.80
我 孫 子 第 3	52,442.18	52,442.18	52,442.18	52,442.18	52,442.18
我 孫 子 第 4	47,540.99	47,540.99	47,540.99	47,540.99	47,540.99
我 孫 子 第 5	59,987.48	59,987.48	60,696.78	61,334.78	61,334.78
我 孫 子 第 6	78.03	78.03	78.03	78.03	78.03
我 孫 子 第 7	34,929.11	34,929.11	34,929.11	34,929.11	34,929.11
我 孫 子 第 8 - 1					
我 孫 子 第 8 - 2	11,878.00	11,878.00	11,878.00	11,878.00	11,878.00
我 孫 子 第 9 - 1	13,791.02	13,791.02	13,791.02	13,791.02	13,791.02
我 孫 子 第 9 - 2	8,332.99	8,393.08	8,393.08	8,393.08	8,393.08
我 孫 子 第 10	24,099.14	24,237.33	24,268.02	24,268.02	24,397.67
我 孫 子 北 部 第 1	3,077.27	3,077.27	3,077.27	3,077.27	3,077.27
我 孫 子 北 部 第 2	16,844.19	16,844.19	17,008.19	17,008.19	17,008.19
我 孫 子 北 部 第 3					
我 孫 子 北 部 第 4	2,188.81	2,188.81	2,204.81	2,204.81	2,204.81
我 孫 子 北 部 第 5					
我 孫 子 北 部 第 6	5,574.23	6,881.45	6,881.45	6,881.45	6,881.45
我 孫 子 北 部 第 7	3,444.42	4,111.53	5,478.03	5,915.03	6,173.05
我 孫 子 北 部 第 8					
我 孫 子 北 部 第 9	2,176.52	2,176.52	2,176.52	2,176.52	2,176.52
我 孫 子 北 部 第 10	10,002.94	10,002.94	10,002.94	10,002.94	10,002.94
合 計	323,075.19	325,247.80	327,534.29	328,609.29	328,996.96

※公共下水道事業による

## IV 維持管理

1. 下水道施設の維持管理状況

(1) 管路施設の維持管理

本市の公共下水道管渠延長は、約367kmで人孔は12,266個となっています。下水の流れをよくするために、管の中に溜った汚泥などの取り除き作業を高圧洗浄車などを使って定期的に行っています。

項目	管			渠			延長			（単位：m）			人孔数				（単位：個）
	φ200	φ250	φ300	φ350～φ500	φ550～φ900	φ1350	合計	1号	2号	3号	特	殊	合計				
柏第6	465.86	1,721.48	0.00	0.00	0.00	0.00	2,187.34	105				6	111				
我孫子第1	705.37	12,797.12	326.26	260.35	0.00	0.00	14,089.10	514	11	1		3	529				
我孫子第2	814.67	8,945.53	279.76	132.80	0.00	0.00	10,172.76	351	23			9	383				
我孫子第3	3,695.72	21,058.53	90.76	21.70	1,665.74	0.00	26,532.45	908	19	1		40	968				
我孫子第4	20,237.11	22,220.09	1,152.13	2,843.58	66.91	624.21	47,144.03	1,427	15	9		42	1,493				
我孫子第5	9,494.85	22,998.49	322.90	823.85	1,505.26	0.00	35,145.35	1,003	22	1		41	1,067				
我孫子第6	78.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	78.03	7					7				
我孫子第7	912.19	32,266.33	1,637.30	778.50	185.39	0.00	35,779.71	1,094	2				1,096				
我孫子第8-1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00						0				
我孫子第8-2	34.52	16,855.82	178.40	380.90	124.40	0.00	17,574.04	537	7	1		1	546				
我孫子第9-1	719.76	12,180.84	253.52	469.42	0.00	0.00	13,623.54	446					446				
我孫子第9-2	6,395.57	1,932.18	118.00	0.00	0.00	0.00	8,445.75	355				32	387				
我孫子第10	4,372.70	18,943.66	263.77	1,331.87	395.41	0.00	25,307.41	741	1	1		36	779				
我孫子北部第1	572.67	1,150.48	4,121.07	386.60	0.00	0.00	6,230.82	203	1				204				
我孫子北部第2	26,766.33	7,280.21	8,325.00	3,473.60	1,996.42	0.00	47,841.56	1,512	37	17		64	1,630				
我孫子北部第3	29.62	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	29.62	2					2				
我孫子北部第4	20,544.83	8,122.94	2,148.58	1,632.94	190.52	0.00	32,639.81	1,060	9	1		5	1,075				
我孫子北部第5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00						0				
我孫子北部第6	10,003.23	522.38	56.50	2.70	0.00	0.00	10,584.81	391	4			1	396				
我孫子北部第7	5,070.20	142.31	146.70	90.48	0.00	0.00	5,449.69	169				42	211				
我孫子北部第8	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00						0				
我孫子北部第9	3,404.12	427.75	0.00	1,712.58	407.19	0.00	5,951.64	182	2	2			186				
我孫子北部第10	21,309.60	0.00	1,242.74	214.72	0.00	0.00	22,767.06	685	4			61	750				
合計	135,626.95	189,566.14	20,663.39	14,556.59	6,537.24	624.21	367,574.52	11,692	157	34		383	12,266				

## (2) 雨水ポンプ場の維持管理

若松地区並びに布佐地区については、排水先の水位により自然排水が困難であるため、雨水ポンプ場を位置付けている。

ポンプ施設の名称	排水区	ポンプ場の位置	敷地面積 (a)	計画雨水量 ( $\text{m}^3/\text{sec}$ )	ポンプ 台数
若松第1ポンプ場	若松第2排水区	我孫子市若松	0.9	0.822	2
若松第2ポンプ場	若松第3排水区	我孫子市若松	0.7	0.372	2
若松第3ポンプ場	若松第4排水区	我孫子市若松	0.6	0.506	2
若松第4ポンプ場	若松第5排水区	我孫子市若松	0.6	0.802	2
布佐ポンプ場	布佐排水区	我孫子市布佐	28.7	11.839	4



(3) 汚水取付管、人孔蓋及び陥没の修繕

(単位：件)

年度 \ 区分	取付管修繕	人孔蓋修繕	陥没修繕	合計
H27	6	25	8	39
H28	16	29	6	51
H29	10	38	0	48
H30	8	22	9	39
R1	9	41	7	57

# V 水洗化普及

## 1. 水洗化普及促進事業の概要

公共下水道の整備による水洗化は、市民の快適な生活環境の保持及び公共用水域の水質保全のための重要な要素であり、同時に建設投資の効率性を確保する観点からも高く望まれています。

下水道法第11条の3に水洗化への改造義務が位置付けられているが、必ずしも供用開始後の水洗化には至っていない状況です。

本市では、普及促進事業として、供用開始時における地域説明会、広報誌でのPR等市民に啓発を促すとともに、水洗化への工事資金として、改造資金貸付制度から平成18年度より改造資金融資あっせん及び利子補給制度に替えて利用者への利便性を高めています。

### 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度の内容

項目	汲取り便所の改造	既設浄化槽の切替
融資あっせん額	10万円以上 60万円以内	10万円以上 40万円以内
利子補給額	年利5%以内	年利5%以内
償還	36回以内	36回以内

## 2. 普及状況

項目		年度				
		H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
行政人口（人） A		132,715	132,400	132,231	132,167	132,002
供 用 開 始 人 口 (人)	柏第6処理分区	626	631	635	636	627
	第1処理分区	5,170	5,180	5,195	5,464	5,543
	第2処理分区	3,847	3,793	3,862	3,787	3,789
	第3処理分区	9,432	9,440	9,363	9,363	9,435
	第4処理分区	15,322	15,278	15,161	15,134	14,985
	第5処理分区	9,811	9,885	9,921	10,152	10,243
	第6処理分区					
	第7処理分区	12,261	12,102	12,026	11,886	11,876
	第8-1処理分区					
	第8-2処理分区	4,178	4,213	4,245	4,328	4,344
	第9-1処理分区	2,470	2,439	2,413	2,382	2,351
	第9-2処理分区	2,146	2,291	2,312	2,264	2,246
	第10処理分区	4,999	5,054	5,090	5,032	4,892
	北部第1処理分区	2,431	2,407	2,398	2,375	2,363
	北部第2処理分区	22,091	21,944	21,984	22,162	22,251
	北部第3処理分区					
	北部第4処理分区	8,141	8,205	8,299	8,318	8,373
	北部第5処理分区					
	北部第6処理分区	1,699	2,186	2,457	2,449	2,413
	北部第7処理分区	400	677	1,132	1,148	1,207
北部第8処理分区						
北部第9処理分区	1,284	1,268	1,263	1,254	1,249	
北部第10処理分区	3,606	3,552	3,514	3,482	3,480	
合計 B		109,914	110,545	111,270	111,616	111,667
水洗化世帯数（戸） C		47,112	47,861	48,597	49,165	49,582
水洗化人口（人） D		109,238	109,664	109,974	110,207	110,463
普及率（%） B/A		82.8	83.5	84.1	84.5	84.6
水洗化率（%） D/B		99.4	99.2	98.8	98.7	98.9

### 3. 排水設備設置申請状況

(単位：件)

処理区	年度	～H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
柏 第 6		241	1	10	8	4	1	265
我孫子第 1		1150	19	29	16	87	19	1,320
我孫子第 2		1075	16	11	27	23	17	1,169
我孫子第 3		2694	35	55	38	48	41	2,911
我孫子第 4		3622	82	67	87	75	47	3,980
我孫子第 5		2881	116	61	42	60	70	3,230
我孫子第 6		16	0	0	0	0	0	16
我孫子第 7		1427	59	37	52	52	79	1,706
我孫子第 8 - 1		0	0	0	0	0	0	0
我孫子第 8 - 2		1124	20	23	21	28	20	1,236
我孫子第 9 - 1		1145	2	1	3	4	3	1,158
我孫子第 9 - 2		152	15	31	24	10	5	237
我孫子第 10		1822	15	26	31	30	19	1,943
我孫子北部第 1		50	2	10	4	3	8	77
我孫子北部第 2		2522	91	55	71	48	75	2,862
我孫子北部第 3		1	0	0	0	0	0	1
我孫子北部第 4		1221	45	40	85	33	51	1,475
我孫子北部第 5		1	0	0	0	0	0	1
我孫子北部第 6		312	35	75	30	10	8	470
我孫子北部第 7		96	23	46	48	25	25	263
我孫子北部第 8		0	0	0	0	0	0	0
我孫子北部第 9		42	2	2	2	2	6	56
我孫子北部第 10		924	22	15	15	18	20	1,014
合 計		22,518	600	594	604	560	514	25,390

### 4. 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給利用状況

※償還期限 36月以内

(単位：円)

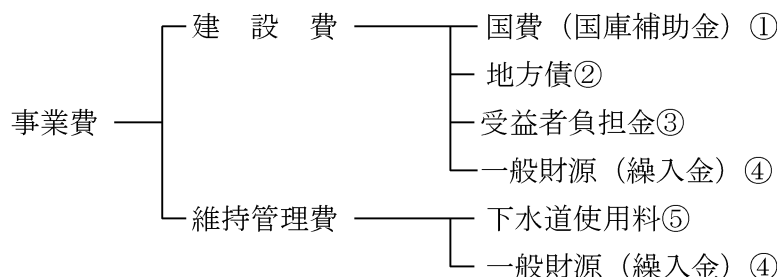
年度	項目	汲 取 り		浄 化 槽		合 計		利子補給 金額
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
～H26		1	480,000	10	1,753,301	11	2,233,301	128,947
H27		0	0	0	0	0	0	0
H28		0	0	1	180,000	1	180,000	3,889
H29		0	0	0	0	0	0	5,092
H30		0	0	0	0	0	0	2,540
R1		0	0	0	0	0	0	278
合計		1	480,000	11	1,933,301	12	2,413,301	140,746

# VI 財 政

## 1. 下水道財政の概要

### (1) 財源のしくみ

下水道の整備は長期年月、多額の費用を要し、又その施設の維持管理についても相当な費用が必要となります。その財源については、おもに次のとおりです。



### (2) 財源説明

#### ①国費（国庫補助金）

下水道事業は、都道府県、市町村等地方公共団体が実施するものであり、公共用水域の水質を保全するなど下水道を緊急に整備することから、国は下水道の設置に係る地方公共団体に対し補助を行っています。

#### ②地方債

地方公共団体が事業を行う場合の財源には、国庫支出金、分担金、負担金等があります。しかし、これら以外に長期借入資金をもって財源とするものが地方債です。

#### ③受益者負担金

特定の事業により、整備されることで著しい利益を受け、環境が改善され未整備地区に比べ利便性、快適性が向上し、その利益を受ける限度において事業費の一部に充てるものです。

#### ④一般財源

市の一般会計の繰入金により賄われています。

#### ⑤下水道使用料

次の原則によって定められています。

1. 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
2. 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
3. 定率又は定額をもって明確に定められていること。

#### ⑥繰越金

各会計年度において決算上余剰金が生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならないとされています。又、この繰越金のうちには、継続費の逡次繰越額、繰越明許費のための繰越財源及び事故繰越に係る財源繰越額を含むものであり、特別会計で決算上余剰金が生じた場合も繰越金として受け入れることとなります。

#### ⑦諸収入

①から⑥以外の収入（例：延滞金、利子、貸付金回収費等）。

## 2. 下水道使用料等

公共下水道の供用開始区域内から排出される汚水の処理費用や下水道建設費の一部は、下水道使用料や受益者負担金として徴収されます。

### (1) 使用料

収益的収支における営業費用(一般管理費、処理場・管渠等の汚水処理施設維持管理費)と営業外費用(建設に伴う企業債償還金利息)からなる総費用は、使用料等をもって充てるべきものとされています。

本市の下水道使用料は、収益的収支における営業収益と営業外収益の他に、一般会計予算の繰出金を充当することで高騰を防いでいます。

### (2) 受益者負担金

都市計画事業の一環である公共下水道事業は、整備区域が特定されます。下水道が整備されますと、整備区域内の土地所有者等権利者は便益を受けることになることから、本市では、都市計画法第75条に基づいて「我孫子市受益者負担金条例」を昭和57年度に制定し、整備区域内の全ての土地に係る受益者に負担金を賦課しています。

受益者負担金の単価は、土地1平方メートル当たり400円となっています。この収入は、末端管渠等の建設費に充てられています。

### (3) 使用料金の変遷

項 目		昭和45年4月1日 から 昭和56年9月30日	昭和56年10月1日 から 平成元年8月31日	平成元年9月1日 から 平成5年8月31日	平成5年9月1日 から 平成9年12月31日	平成10年1月1日 から (現行料金)	
使用料体系		従量制	従量制	累進制	累進制	累進制	
使用料制度							
一般汚水	基本料金10m <sup>3</sup>	300円	450円	600円	800円	900円	
	超過料金	11～20m <sup>3</sup>	30円	45円	60円	90円	108円
		21～30m <sup>3</sup>	30円	45円	65円	95円	114円
		31～40m <sup>3</sup>	30円	45円	75円	110円	131円
		41～50m <sup>3</sup>	30円	45円	95円	140円	167円
		51～100m <sup>3</sup>	30円	45円	130円	190円	227円
		100m <sup>3</sup> 以上	30円	45円	180円	260円	311円
営業用汚水		—	—	1m <sup>3</sup> 当たり20円	1m <sup>3</sup> 当たり20円	1m <sup>3</sup> 当たり20円	
水量の算出	水道水	水道使用水量	水道使用水量	水道使用水量	水道使用水量	水道使用水量	
	井戸水	1世帯5人まで 10m <sup>3</sup>	1世帯5人まで 10m <sup>3</sup>	1人1ヶ月当たり 6m <sup>3</sup>	1人1ヶ月当たり 6m <sup>3</sup>	1人1ヶ月当たり 6m <sup>3</sup>	



## (4) 使用料の収入状況

(単位:千m<sup>3</sup>、千円)

年度 項目 月	H27		H28		H29		H30		R1	
	水量	金額	水量	金額	水量	金額	水量	金額	水量	金額
4	881	64,807	885	55,318	884	66,181	407	53,384	203	27,520
5	877	113,354	876	123,510	881	109,940	961	127,281	1,170	154,644
6	906	117,688	909	117,377	912	121,875	879	119,036	811	118,247
7	865	120,478	870	119,668	880	120,103	797	111,173	882	121,650
8	930	125,118	897	122,843	912	123,580	998	135,686	902	123,610
9	877	121,082	872	118,432	886	120,578	885	121,698	875	120,086
10	859	117,568	850	115,631	870	116,455	876	119,148	874	120,009
11	895	108,485	894	119,687	900	120,993	899	122,486	897	123,642
12	868	130,986	863	118,996	875	121,253	869	118,037	870	120,954
1	906	110,032	906	118,562	912	119,273	897	121,601	900	124,373
2	893	125,768	898	80,454	905	107,237	900	120,948	905	124,170
3	835	120,688	812	202,858	811	175,848	850	163,084	880	121,642
合計	10,592	1,376,054	10,532	1,413,336	10,628	1,423,316	10,218	1,433,562	10,169	1,400,547

※平成30年度より、収入金額に対応する水量とした。

## (5) 受益者負担金納入状況

(単位: m<sup>2</sup>、千円)

項目 年度	対象地積	賦課地積	減免地積	猶予地積	賦課額	納入金額
H25	55,781	48,407	6,874	500	16,538	16,040
H26	82,685	63,708	13,122	5,855	22,575	22,131
H27	51,074	42,061	6,538	2,475	21,598	21,279
H28	45,093	27,475	4,404	13,214	26,159	25,563
H29	11,050	9,752	298	1,000	13,789	13,342
H30	107,153	88,338	2,435	16,380	27,732	27,023
R1	78,328	43,801	1,811	32,716	22,369	22,063

※受益者負担金については、昭和57年度より賦課徴収。公簿面積に1m<sup>2</sup>当たり400円を乗じた額。

※平成30年度より、地積については当該年度末の地積とし、賦課額・納入金額については当該年度納付分とした。

### 3. 下水道事業の財政運営

本市下水道事業の会計方式は、特別会計であることから、一つの独立会計として収支決算が行われています。

収益的収支は、汚水処理施設の利用者への供給に要する相対的な費用と施設利用及びサービスの対価として得る収益との収支であり、一般的に公営企業における経営の営業状況を示すものです。営業状況は、1㎡当たりの処理原価と使用料単価との比較及び一般会計からの繰入金(他会計補助金)により一定の状況を掌握することができます。

一方、資本的収支は、施設建設等の投資的事業費とその財源構成を示すものであり、全体的な経営状況としては、総事業費に対する自主財源の算入率によりみることができます。

なお、VI財政・3下水道事業の財政運営の数値には雨水事業分が含まれています。

また、令和2年度からの公営企業会計制度の適用に伴い、本年度は3月末での打切り決算とした。そのため、例年、出納整理期間に計上していた収支は特例的収支として令和2年度に計上するため、実質収支が平成30年度に比べて減少している。

#### (1) 年度別決算総括表

(単位:千円)

項目 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
1. 収益的収支					
イ. 収入	1,739,322	1,837,027	1,773,487	1,873,837	1,852,190
ロ. 支出	1,221,453	1,219,818	1,212,361	1,281,235	1,252,864
2. 資本的収支					
イ. 収入	1,664,183	1,807,535	1,459,786	1,427,303	1,235,641
ロ. 支出	2,158,185	2,412,678	2,054,155	2,167,643	1,975,321
3. 当年度損益					
イ. 収入	23,867	12,086			
ロ. 支出			33,243	147,738	140,354
4. 前年度繰越利益	283,068	306,935	322,301	304,158	186,420
5. 形式収支	306,935	322,301	304,158	186,420	69,116
6. 翌年度繰越事業財源	148,281	118,846	88,485	29,645	8,258
7. 実質収支	158,654	203,455	215,673	156,775	60,858

※地方公営企業決算状況調査による

## (2) 収益的収支表

(単位:千円、%)

項目	H27		H28		H29		H30		R1	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
総 収 益	1,739,322		1,837,027		1,773,487		1,873,837		1,852,190	
1. 営 業 収 益	1,501,148	86.3	1,483,310	80.7	1,494,848	84.3	1,527,364	81.5	1,504,302	81.2
イ.使用料収益	1,423,460	81.8	1,410,913	76.8	1,421,443	80.2	1,432,171	76.4	1,384,878	74.8
ロ.その他収益	77,688	4.5	72,397	3.9	73,405	4.1	95,193	5.1	119,424	6.4
2. 営 業 外 収 益	238,174	13.7	353,717	19.3	278,639	15.7	346,473	18.5	347,888	18.8
イ.他会計補助金	238,129	13.7	353,677	19.3	270,572	15.2	346,426	18.5	343,105	18.5
ロ.雑 収 益	45	1.0	40	0.0	8,067	0.5	47	0.0	4,783	0.3
総 費 用	1,221,453		1,219,818		1,212,361		1,281,235		1,252,864	
1. 営 業 費 用	941,292	77.1	963,830	79.0	980,011	80.8	1,073,402	83.8	1,068,388	85.3
2. 営 業 外 費 用	280,161	22.9	255,988	21.0	232,350	19.2	207,833	16.2	184,476	14.7

※地方公営企業決算状況調査による

## (3) 費用構成表

(単位:千円、%)

項目	H27		H28		H29		H30		R1	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
営業費用	941,292	77.1	963,830	79.0	980,011	80.8	1,073,402	83.8	1,068,388	85.3
イ.給料	25,948	2.8	25,866	2.7	27,208	2.8	24,576	2.3	32,347	3.0
ロ.手当	17,183	1.8	17,846	1.9	17,325	1.8	15,489	1.4	22,080	2.1
ハ.光熱水費	9,689	1.0	8,521	0.9	7,063	0.7	5,531	0.5	4,553	0.4
ニ.修繕費	24,037	2.6	30,107	3.1	23,289	2.4	42,632	4.0	35,831	3.4
ホ.委託費	117,644	14.6	125,464	13.0	154,167	15.7	157,731	14.7	145,055	13.6
ヘ.工事費	10,000	1.1	0	0.0	1,080	0.1	11,366	1.1	10,000	0.9
ト.負担金	695,587	73.9	691,004	71.7	709,689	72.4	747,159	69.6	776,558	72.7
チ.公課費	14,372	1.5	37,270	3.9	14,196	1.4	43,158	4.0	18,777	1.8
リ.その他	26,832	2.9	27,752	2.9	25,994	2.7	25,760	2.4	23,187	2.2
営業外費用	280,161	22.9	255,988	21.0	232,350	19.2	207,833	16.2	184,476	14.7
イ.償還金利息	280,161	22.9	255,988	21.0	232,350	19.2	207,833	16.2	184,476	14.7
合計	1,221,453		1,219,818		1,212,361		1,281,235		1,252,864	

※地方公営企業決算状況調査による

## (4) 資本的収支表

(単位:千円、%)

項目	H27		H28		H29		H30		R1	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
資本的収入	1,664,183		1,807,535		1,459,786		1,427,303		1,235,641	
イ.国庫補助金	313,285	18.8	383,215	21.2	256,570	17.6	276,940	19.4	209,950	17.0
ロ.県補助金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
ハ.受益者負担金	21,503	1.3	25,804	1.4	13,832	0.9	27,562	1.9	22,514	1.8
ニ.地方債	871,300	52.4	1,041,400	57.6	764,900	52.4	810,500	56.8	789,990	63.9
ホ.他会計補助金	456,676	27.4	341,465	18.9	424,174	29.1	310,751	21.8	211,544	17.1
ヘ.その他収入	1,419	0.1	15,651	0.1	310	0.0	1,550	0.1	1,643	0.1
資本的支出	2,158,185		2,412,678		2,054,155		2,167,643		1,975,321	
1.公共下水道事業費	2,139,107	99.1	2,393,750	99.2	2,037,815	99.2	2,137,662	98.6	1,946,343	98.5
イ.管渠費	985,408	45.7	1,232,381	51.1	850,221	41.4	959,028	44.2	779,522	39.5
ロ.ポンプ場費	13,813	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
ハ.その他	1,139,886	52.8	1,161,369	48.1	1,187,594	57.8	1,178,634	54.4	1,166,821	59.1
2.流域下水道事業費	19,078	0.9	18,928	0.8	16,340	0.8	29,981	1.4	28,978	1.5

※地方公営企業決算状況調査による

(5) 処理原価の内訳

項目 \ 年度		H27	H28	H29	H30	R1
処理水量(千 m <sup>3</sup> )		13,329	13,443	13,531	13,366	13,732
汚水処理費(千円)		1,502,047	1,176,794	1,597,249	1,608,055	1,606,735
処理原価(m <sup>3</sup> 当たり)		143.6	137.4	152.2	152.9	152.7
内 訳	人件費(円)	4.0	3.9	4.3	4.0	5.2
	光熱水費(円)	0.5	0.4	0.2	0.1	0.1
	修繕費(円)	2.2	2.7	2.0	3.8	2.7
	委託費(円)	10.5	11.1	13.6	13.8	12.6
	工事費(円)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	負担金(円)	60.5	59.8	60.7	65.4	66.5
	償還金(円)	64.3	54.8	69.2	60.7	63.1
	その他(円)	1.6	4.7	2.2	5.1	2.5
使用料単価(m <sup>3</sup> 当たり)		136.1	135.6	135.5	136.2	131.6

※地方公営企業決算状況調査による

(6) 経営分析

項目 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
1. 業務分析					
負荷率 (%)	84.0	88.0	78.7	91.8	87.5
有収率 (%)	78.5	77.4	77.5	78.7	76.6
管渠使用効率 (m <sup>3</sup> /m)	36.3	36.4	36.4	35.6	36.4
職員1人当たり処理水量 (千m <sup>3</sup> )	1,743.5	1,733.7	1,498.8	1,752.9	1,315.4
職員1人当たり処理人口 (人)	18,206.3	18,277.3	15,710.6	18,367.8	13,807.9
職員1人当たり営業収益 (千円)	250,191.3	247,218.3	213,549.7	254,560.7	188,037.8
2. 財務分析					
総収支比率 (%)	142.4	150.6	146.3	146.3	147.8
営業収支比率 (%)	159.5	153.9	152.5	142.3	140.8
営業収益算入率 (%)	122.9	121.6	123.3	119.2	120.1
繰入金算入率 (%)	19.5	29.0	22.3	27.0	27.4
企業債償還比率 (%)	22.9	21.0	19.2	16.2	14.7

$$\text{負荷率} = \frac{\text{1日平均処理水}}{\text{1日最大処理水}}$$

$$\text{総収支比率} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用}}$$

$$\text{有収率} = \frac{\text{有収水量}}{\text{総処理水量}}$$

$$\text{営業収支比率} = \frac{\text{営業収益}}{\text{営業費用}}$$

$$\text{使用効率} = \frac{\text{総処理水量}}{\text{管渠延長}}$$

$$\text{営業収益算入率} = \frac{\text{営業収益}}{\text{総費用}}$$

$$\text{処理水量} = \frac{\text{有収水量}}{\text{損益勘定職員}}$$

$$\text{繰入金算入率} = \frac{\text{繰入金}}{\text{総費用}}$$

$$\text{処理人口} = \frac{\text{水洗化人口}}{\text{損益勘定職員}}$$

$$\text{企業債償還比率} = \frac{\text{償還金利息}}{\text{総費用}}$$

$$\text{営業収益} = \frac{\text{営業収益}}{\text{損益勘定職員}}$$

## (7)起債償還表

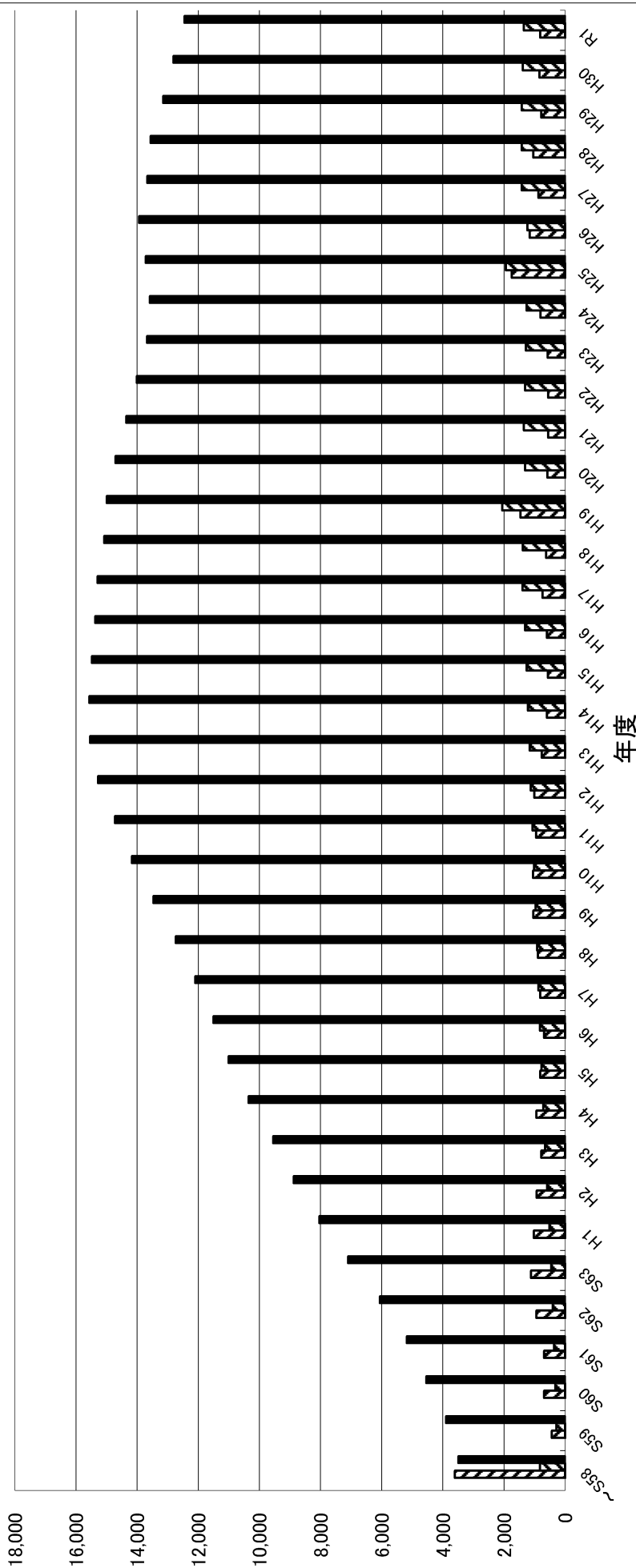
(単位:千円)

項目 年度	借入額	償還額	償還内訳		未償還額
			元 金	利 息	
～S58	3,606,522	822,742	104,435	718,307	3,502,087
S59	434,500	282,409	37,169	245,240	3,899,418
S60	688,780	316,169	39,683	276,486	4,548,515
S61	692,300	365,127	54,204	310,923	5,186,611
S62	940,200	405,329	63,124	342,205	6,063,687
S63	1,116,700	454,073	72,915	381,158	7,107,472
H1	1,021,300	514,209	79,688	434,521	8,049,084
H2	935,700	585,982	96,606	489,376	8,888,178
H3	779,800	652,049	113,021	539,028	9,554,957
H4	944,300	712,483	135,808	576,675	10,363,449
H5	814,600	772,376	163,516	608,860	11,014,533
H6	690,700	826,354	195,481	630,873	11,509,752
H7	817,800	873,533	225,763	647,770	12,101,789
H8	893,800	916,267	255,802	660,465	12,739,787
H9	1,037,900	969,114	301,067	668,047	13,476,620
H10	1,046,700	1,017,775	347,448	670,327	14,175,872
H11	950,700	1,066,358	398,771	667,587	14,727,801
H12	1,011,600	1,121,054	457,181	663,873	15,282,220
H13	763,700	1,154,561	501,633	652,928	15,544,287
H14	599,300	1,216,721	575,170	641,551	15,568,417
H15	564,400	1,259,653	643,973	615,680	15,488,844
H16	597,800	1,307,038	708,554	598,484	15,378,090
H17	742,600	1,391,678	819,368	572,310	15,301,322
H18	623,400	1,389,003	843,926	545,077	15,080,796
H19	1,463,000	2,058,181	1,540,432	517,749	15,003,364
H20	579,100	1,313,794	864,140	449,654	14,718,324
H21	558,600	1,350,805	918,541	432,264	14,358,383
H22	555,600	1,309,388	897,266	412,122	14,016,717
H23	567,700	1,288,243	899,757	388,486	13,684,660
H24	803,900	1,262,867	897,556	365,311	13,591,004
H25	1,749,600	1,939,415	1,612,805	326,610	13,727,799
H26	1,161,800	1,237,346	943,118	294,228	13,946,481
H27	871,300	1,420,047	1,139,886	280,161	13,677,895
H28	1,044,700	1,417,358	1,161,370	255,988	13,561,225
H29	780,000	1,419,943	1,187,593	232,350	13,153,632
H30	840,500	1,386,467	1,178,634	207,833	12,815,498
R1	813,040	1,351,297	1,166,821	184,476	12,461,717
合計	34,103,942	39,147,208	21,642,225	17,504,983	12,461,717



# 起債償還表

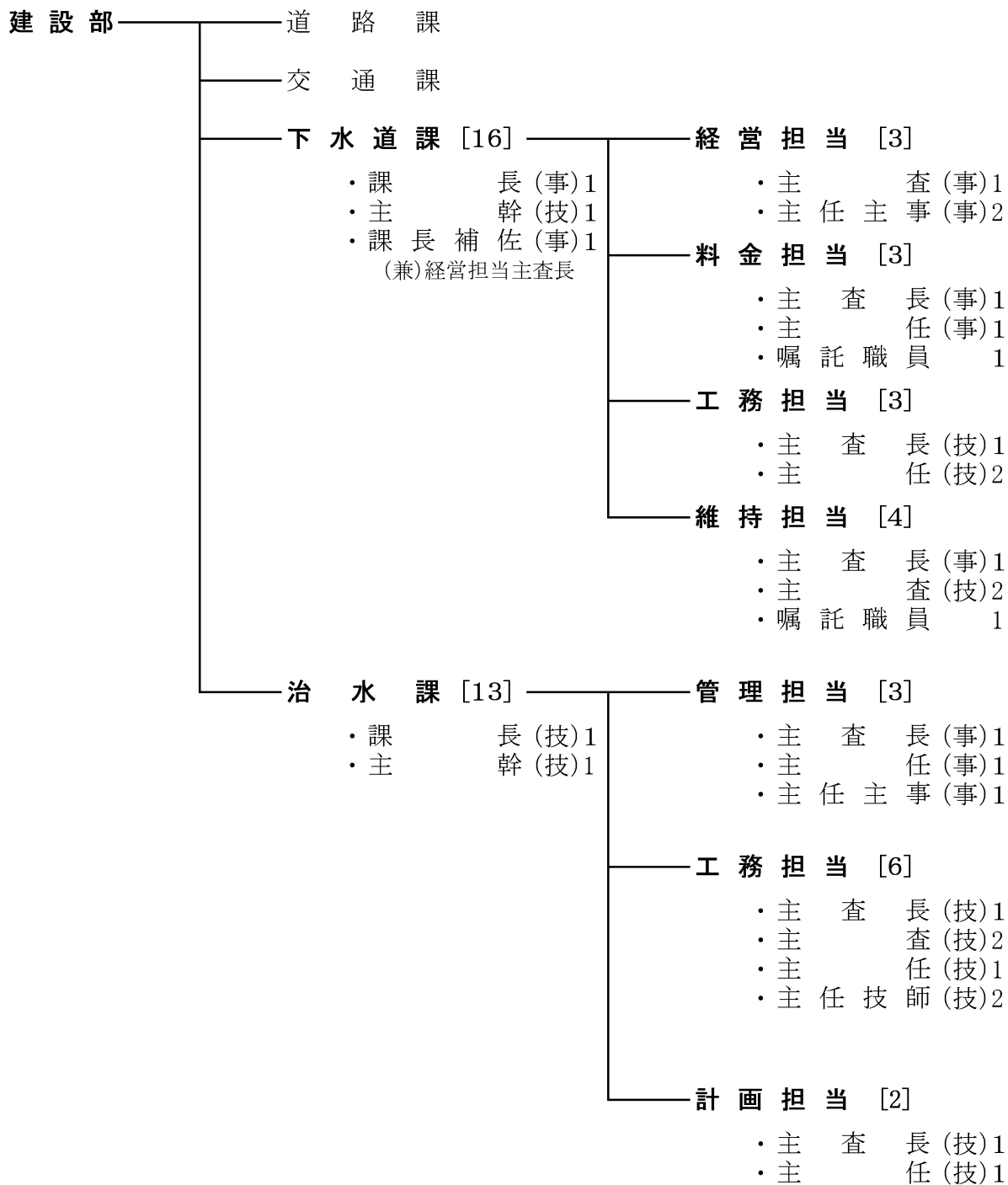
百万円



■ 未償還額  
▨ 借入額

## VII 組織及び人員

1. 建設部下水道課・治水課の構成（令和2年3月31日現在）



職名 所属	課長	主幹	課長補佐	主査長	主査	主任	主任技師	主任主事	主事	嘱託職員	合計
下水道課	1	1	1	3	3	3	0	2	0	2	16
治水課	1	1	0	3	2	3	2	1	0	0	13

※正職員の内訳(下水道課:事務職8人、技術職6人 ・ 治水課:事務職3人、技術職10人)

## 2. 事務分掌

区 分	事 務 の 概 目
建設部下水道課	<p>経営担当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道事業の事務分担、執行計画、執行結果報告、進行管理及び問題点報告に関すること。</li> <li>・公共下水道事業の計画に関すること。</li> <li>・公共下水道事業の計画決定及び事業認可に関すること。</li> <li>・流域下水道との調整及び協議に関すること。</li> <li>・開発行為等協議における公共下水道との調整に関すること。</li> <li>・区域外流入に関すること。</li> <li>・下水道事業審議会に関すること。</li> <li>・広報に関すること。</li> <li>・水質規制に関すること。</li> <li>・公営企業決算状況調書に関すること。</li> <li>・下水道事業の経営及び分析に関すること。</li> <li>・下水道使用料等の改定に関すること。</li> <li>・予算及び決算に関すること。</li> <li>・会計監査に関すること。</li> <li>・償還金に関すること。</li> <li>・月報及び年報に関すること。</li> <li>・統計及び調査に関すること。</li> <li>・コンピュータシステムの運用管理に関すること。</li> </ul>
	<p>料金担当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道使用者の管理に関すること。</li> <li>・下水道使用料の賦課及び調定に関すること。</li> <li>・下水道使用料の徴収及び滞納処分に関すること。</li> <li>・水道局との連絡調整に関すること。</li> <li>・受益者負担金の賦課及び調定に関すること。</li> <li>・受益者負担金の徴収及び滞納処分に関すること。</li> </ul>
	<p>工務担当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道の設計及び工事に関すること。</li> <li>・公共下水道工事に伴う物件補償に関すること。</li> <li>・公共下水道の竣工検査に関すること。</li> <li>・補助及び起債申請に関すること。</li> </ul>
	<p>維持担当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道台帳の整備に関すること。</li> <li>・管渠の改修に関すること。</li> <li>・汚水公共柵の設置及び竣工検査に関すること。</li> <li>・公共下水道の維持管理に関すること。</li> <li>・水質調査に関すること。</li> <li>・地域下水処理場に係る管渠の維持管理に関すること。</li> <li>・水洗化普及促進に関すること。</li> <li>・改造資金融資あっせん及び利子補給に関すること。</li> <li>・排水設備の工事申請に関すること。</li> <li>・下水道排水設備指定工事店に関すること。</li> </ul>

区	分	事務の概目
建設部治水課	管理担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理機関との連絡調整に関する事</li> <li>・準用河川の指定に関する事</li> <li>・準用河川、幹線排水路及び排水機場等の排水施設の維持管理に関する事</li> <li>・準用河川の占用許可及び幹線排水路等の使用許可に関する事</li> <li>・雨水流出抑制の指導に関する事</li> <li>・開発行為等に伴う用地取得及び登記に関する事</li> <li>・水防計画に関する事</li> <li>・水雨水貯留タンク設置補助金に関する事</li> </ul>
	工務担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準用河川及び幹線排水路等の設計及び工事に関する事。</li> <li>・準用河川及び幹線排水路等の災害復旧工事に関する事</li> <li>・竣工検査に関する事</li> <li>・工事に伴う補償に関する事</li> </ul>
	計画担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準用河川及び幹線排水路等の整備に係る調査、調整及び計画に関する事</li> <li>・公共下水道事業(雨水)の計画に関する事</li> <li>・国及び県補助金並びに起債に関する事</li> <li>・用地取得に関する事</li> </ul>

## VIII 用語の説明

## ア行

### SS（浮遊物質）

水中に懸濁している物質をろ過または遠心分離によって分離した物質を ppm (mg/ℓ) で表したものである。

### 暗 渠

地下に埋設された、あるいは地表にあってもふたをした水路。

## カ行

### 下水道法事業計画

公共下水道又は流域下水道を設置しようとする際、あらかじめその管理者が事業計画をつくり、都道府県知事又は国土交通大臣に協議することが必要で、これを下水道事業計画という。

### 下水道法

流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする法律。

### 公害対策基本法

事業者、国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかにし、公害の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図ることを目的とする法律。

### 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域と、これに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

### 合流式下水道

汚水、雨水を分離することなく同一の管渠で排除する方式。

### 環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

### **合併処理浄化槽**

し尿と生活雑排水（台所，風呂，洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて，河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

### **コミュニティ・プラント**

民間事業者の開発行為による住宅団地などで、し尿や生活排水を合わせて処理する施設。多くの場合、下水道が普及していない地区の団地で下水道の代替施設となる。

## **サ行**

### **最終沈殿池**

エアーレーションタンク、散水ろ床等からの流出を沈殿させて処理水と汚泥を分離するための池をいう。

### **最初沈殿池**

微細な浮遊物を出来るだけ除去して、以後の処理施設の負荷を軽減させるため、沈砂池、スクリーンを経た下水中の沈殿可能物質を沈殿分離するための池をいう。

### **処理人口**

供用開始区域内の人口。

### **除害施設**

公共下水道施設及び機能に対する障害を除去するため、公共下水道を使用する者に対して設置させることが出来る前処理施設。

### **水洗化人口**

公共下水道（汚水）に接続している人口。

### **水洗化率**

供用開始区域内で公共下水道（汚水）に接続している人口の割合。

### **整備人口**

公共下水道（汚水）工事が完了している区域の人口。

## **タ行**

### **特定公共下水道**

特定の事業者の事業活動に主として利用されるもの。



## 都市計画決定

都市計画法の規定により、下水道施設（公共下水道、流域下水道、都市下水路）の名称、位置、区域及び排水区域を都市計画に定める。

## 都市計画法事業認可

都市計画法による千葉県知事の下水道事業施行の認可をいう。本認可は都市計画決定、下水道事業計画に基づく事業に対し与えられる。

## 都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

## 八行

### BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物は溶存酸素のもとで微生物の働きによって酸化分解される。このとき消費する酸素量を ppm（mg/ℓ）で表したものである。

### ppm（mg/ℓ）

物質の量を表す単位で、100万分の1の量の表示。

## 普及率

行政人口に対する供用開始区域内の人口の割合。

## 分流式下水道

汚水と雨水とを別々の管渠に集めて排除する下水道。この場合、汚水だけが処理施設に入ることになる。

# 資 料

# 1. 令和元年度未整備状況（日本人十外国人）

令和2年3月31日 住民基本台帳人口 ① 132,002 人

上段：面積 (ha) 下段：人口 (人) x / y : 比率 (%)

処理区分名	②全体計画	③下法事業計画	③/② 認可取得率	④整備済累計	④/② 全体計画整備率	④/③ 下法認可整備率	④/① 人口整備率	⑤供用開始済	⑤/③ 供用開始率	⑤/① 人口普及率	⑥水洗化人口	⑥/⑤ 水洗化率
柏 第 6	8.00	8.00	100.0	8.00	100.0	100.0		8.00	100.0			
我孫子 第 1	510	506	99.2	627	122.9	123.9		627	123.9		622	99.2
我孫子 第 2	91.00	67.55	74.2	52.08	57.2	77.1		52.08	77.1			
我孫子 第 3	5,610	5,558	99.1	5,543	98.8	99.7		5,543	99.7		5,543	100.0
我孫子 第 4	56.00	46.00	82.1	45.75	81.7	99.5		45.75	99.5			
我孫子 第 5	4,140	4,069	98.3	3,789	91.5	93.1		3,789	93.1		3,781	99.8
我孫子 第 6	109.20	108.00	98.9	107.62	98.6	99.6		107.62	99.6			
我孫子 第 7	8,880	8,862	99.8	9,435	106.3	106.5		9,435	106.5		9,426	99.9
我孫子 第 8	199.65	185.11	92.7	168.05	84.2	90.8		167.91	90.7			
我孫子 第 9	18,260	17,925	98.2	15,005	82.2	83.7		14,985	83.6		14,985	100.0
我孫子 第 10	188.33	150.21	79.8	118.26	62.8	78.7		115.81	77.1			
我孫子 第 11	10,450	8,546	81.8	10,243	98.0	119.9		10,243	119.9		10,188	99.5
我孫子 第 12	59.70			0.00				0.00				
我孫子 第 13	210			0				0			0	
我孫子 第 14	149.50	144.00	96.3	144.00	96.3	100.0		144.00	100.0			
我孫子 第 15	14,020	13,955	99.5	11,876	84.7	85.1		11,876	85.1		11,876	100.0
我孫子 第 16	68.60			0.00				0.00				
我孫子 第 17	720			0				0			0	
我孫子 第 18	65.30	58.30	89.3	55.80	85.5	95.7		55.80	95.7			
我孫子 第 19	2,880	2,868	99.6	4,344	150.8	151.5		4,344	151.5		4,344	100.0
我孫子 第 20	66.80	49.21	73.7	49.21	73.7	100.0		49.21	100.0			
我孫子 第 21	3,790	3,791	100.0	2,351	62.0	62.0		2,351	62.0		2,349	99.9
我孫子 第 22	49.60	33.31	67.2	33.98	68.5	102.0		33.98	102.0			
我孫子 第 23	3,350	3,344	99.8	2,246	67.2	67.2		2,246	67.2		2,229	99.2
我孫子 第 24	131.10	104.00	79.3	107.20	81.8	103.1		99.28	95.5			
我孫子 第 25	6,670	6,362	95.4	4,927	73.9	77.4		4,892	76.9		4,887	99.9
我孫子 第 26	55.60	22.40	40.3	21.48	38.6	95.9		21.48	95.9			
我孫子 第 27	3,000	2,689	89.6	2,363	78.8	87.9		2,363	87.9		2,320	98.2
我孫子 第 28	277.30	167.22	60.3	130.86	47.2	78.3		130.86	78.3			
我孫子 第 29	21,220	19,573	92.2	22,251	104.9	113.7		22,251	113.7		22,188	99.7
我孫子 第 30	60.10	23.00	38.3	0.00				0.00				
我孫子 第 31	1,350	933	69.1	0				0			0	
我孫子 第 32	195.52	181.30	92.7	143.90	73.6	79.4		143.78	79.3			
我孫子 第 33	7,940	9,359	117.9	8,373	105.5	89.5		8,373	89.5		8,366	99.9
我孫子 第 34	57.80	34.00	58.8	0.00				0.00				
我孫子 第 35	1,100	1,081	98.3	0				0			0	
我孫子 第 36	57.50	50.50	87.8	33.85	58.9			33.85	67.0			
我孫子 第 37	3,410	3,394	99.5	2,413	70.8			2,413	71.1		2,002	83.0
我孫子 第 38	66.80	50.18	75.1	29.97	44.9	59.7		26.72	53.2			
我孫子 第 39	3,340	2,868	85.9	1,262	37.8	44.0		1,207	42.1		653	54.1
我孫子 第 40	67.40	5.80	8.6	0.00				0.00				
我孫子 第 41	1,480	476	32.2	0				0			0	
我孫子 第 42	143.40	89.95	62.7	13.72	9.6	15.3		13.69	15.2			
我孫子 第 43	5,400	4,813	89.1	1,249	23.1	26.0		1,249	26.0		1,240	99.3
我孫子 第 44	109.80	75.50	68.8	65.19	59.4	86.3		64.47	85.4			
我孫子 第 45	5,970	5,201	87.1	3,480	58.3	66.9		3,480	66.9		3,464	99.5
合 計	2,334.00	1,653.54	70.8	1,328.92	56.9	80.4	84.7	1,314.29	79.5	84.6	110,463	98.9
	133,700	126,173		111,777				111,667				

## 2. 年度別整備状況

(1) 整備面積・整備人口、処理面積・処理人口・水洗化人口

### 整備面積

(単位：ha)

流域	年度	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
	全体計画面積	2,334.00	2,334.00	2,334.00	2,334.00	2,334.00
域	下水道法事業計画面積	1,653.54	1,653.54	1,653.54	1,653.54	1,653.54
	公共下水道①	1,280.50	1,283.56	1,299.14	1,305.35	1,312.50
関	特定環境保全 公共下水道②	16.42	16.42	16.42	16.42	16.42
	合計(①+②)	1,296.92	1,299.98	1,315.56	1,321.77	1,328.92
連	全体計画に対する 整備率(%)	55.6	55.7	56.4	56.6	56.9
	下水道法事業計画 に対する整備率(%)	78.4	78.6	79.6	79.9	80.4

### 整備人口

(単位：人)

流域	年度	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
	公共下水道	110,159	110,233	111,231	111,306	111,317
関	特定環境保全 公共下水道	470	468	470	462	460
	合計	110,629	110,701	111,701	111,768	111,777

### 処理面積

(単位：ha)

流域	年度	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
	公共下水道	1,264.80	1,274.78	1,287.81	1,292.29	1,297.87
関	特定環境保全 公共下水道	16.42	16.42	16.42	16.42	16.42
	合計	1,281.22	1,291.20	1,304.23	1,308.71	1,314.29

### 処理人口

(単位：人)

流域	年度	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
	住民基本台帳人口	132,715	132,401	132,231	132,167	132,002
域	公共下水道③	109,454	110,077	110,800	111,154	111,207
	特定環境保全 公共下水道④	470	468	470	462	460
関	合計(③+④)	109,924	110,545	111,270	111,616	111,667
	普及率(%)	82.8	83.5	84.1	84.5	84.6

### 水洗化人口

(単位：人)

流域	年度	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
	公共下水道	108,835	109,261	109,567	109,808	110,064
関	特定環境保全 公共下水道	403	403	407	399	399
	合計	109,238	109,664	109,974	110,207	110,463
連	水洗化率(%)	99.4	99.2	98.8	98.7	98.9

※整備人口、処理人口、水洗化人口：Ⅷ 用語の説明参照

※外国人を含む。

(2) 自然流域別の手賀沼側における下水道整備状況

整備面積

(単位：ha)

自然流域別	年 度	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
	自然流域内面積	1,171.00	1,171.00	1,171.00	1,171.00	1,171.00
	整備面積	707.50	717.48	729.39	732.79	736.68
	自然流域内面積に対する整備率(%)	60.4	61.3	62.3	62.6	62.9

整備人口

(単位：人)

自然流域別	年 度	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
	自然流域内人口	65,717	65,761	65,477	65,445	65,164
	整備人口	55,846	56,326	56,669	56,913	56,990
	整備率(%)	85.0	85.7	86.5	87.0	87.5

処理面積

(単位：ha)

自然流域別	年 度	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
	自然流域内面積	1,171.00	1,171.00	1,171.00	1,171.00	1,171.00
	処理面積	707.50	717.48	729.39	732.79	736.68
	整備率(%)	60.4	61.3	62.3	62.6	62.9

処理人口・水洗化人口

(単位：人)

自然流域別	年 度	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
	自然流域内人口	65,717	65,761	65,477	65,445	65,164
	処理人口	55,846	56,326	56,669	56,913	56,990
	水洗化人口	55,639	56,061	56,231	56,430	56,541
	普及率(%)	85.0	85.7	86.5	87.0	87.5
	水洗化率(%)	99.6	99.5	99.2	99.2	99.2

※全体計画2,334haのうち、1,171haが手賀沼側の自然流域内面積である。

※整備人口、処理人口、水洗化人口：Ⅷ 用語の説明参照

※外国人を含む。

(3) 指定湖沼（手賀沼）の指定地域における下水道整備状況

整備面積

(単位：ha)

指定湖沼地域	年 度	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
	指定地域内面積	835.00	835.00	835.00	835.00	835.00
	整備面積	504.10	504.10	504.10	507.01	509.46
	指定地域内面積に対する整備率(%)	60.4	60.4	60.4	60.7	61.0

整備人口

(単位：人)

指定湖沼地域	年 度	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
	指定地域内人口	48,301	47,824	47,703	47,680	47,624
	整備人口	43,729	43,573	43,493	43,864	44,105
	整備率(%)	90.5	91.1	91.2	92.0	92.6

処理面積

(単位：ha)

指定湖沼地域	年 度	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
	指定地域内面積	835.00	835.00	835.00	835.00	835.00
	処理面積	504.10	504.10	504.10	507.01	509.46
	整備率(%)	60.4	60.4	60.4	60.7	61.0

処理人口・水洗化人口

(単位：人)

指定湖沼地域	年 度	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
	指定地域内人口	48,301	47,824	47,703	47,680	47,624
	処理人口	43,729	43,573	43,493	43,864	44,105
	水洗化人口	43,713	43,567	43,493	43,820	44,068
	普及率(%)	90.5	91.1	91.2	92.0	92.6
	水洗化率(%)	100.0	100.0	100.0	99.9	99.9

※全体計画2,334haのうち、835haが指定地域内面積である。

※整備人口、処理人口、水洗化人口：Ⅷ 用語の説明参照

※外国人を含む。

(4) 特定環境保全公共下水道整備状況

	面積 (h a)	計画人口 (人)
都市計画決定	44	770
下水道法事業計画	16.42	560

事業費

(単位：百万円)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
補助	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
起債	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

整備面積

(単位：ha)

	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
我孫子第9-1処理分区	9.78	9.78	9.78	9.78	9.78
我孫子第9-2処理分区	6.64	6.64	6.64	6.64	6.64
計	16.42	16.42	16.42	16.42	16.42

整備人口

(単位：人)

	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
計	470	468	470	462	460

処理面積

(単位：ha)

	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
我孫子第9-1処理分区	9.78	9.78	9.78	9.78	9.78
我孫子第9-2処理分区	6.64	6.64	6.64	6.64	6.64
計	16.42	16.42	16.42	16.42	16.42

処理人口

(単位：人)

	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
計	470	468	470	462	460

水洗化人口

(単位：人)

	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
計	403	403	407	399	399

管渠延長

(単位：m)

	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
我孫子第9-1処理分区	2,815.60	2,815.60	2,815.60	2,815.60	2,815.60
我孫子第9-2処理分区	1,370.12	1,370.12	1,370.12	1,370.12	1,370.12
計	4,185.72	4,185.72	4,185.72	4,185.72	4,185.72

※特定環境保全公共下水道：Ⅷ 用語の説明参照

※整備人口、処理人口、水洗化人口：Ⅷ 用語の説明参照

※外国人を含む。

3. 年度別事業費

(単位：千円)

	補助	起債	計	汚水	雨水	計	管渠	ポンプ場 (用地)	計	うち緊特分
S47年度	12,500		12,500	12,500		12,500		12,500	12,500	
S48年度	25,000		25,000		25,000	25,000	25,000		25,000	
S49年度	50,000		50,000		50,000	50,000	50,000		50,000	
S50年度	50,000	20,000	70,000	20,000	50,000	70,000	70,000		70,000	
S51年度	55,000	20,000	75,000	20,000	55,000	75,000	75,000		75,000	
S52年度	80,000	50,000	130,000	58,000	72,000	130,000	130,000		130,000	
S53年度	125,000	100,000	225,000	152,000	73,000	225,000	225,000		225,000	
S54年度	150,000	180,000	330,000	220,000	110,000	330,000	330,000		330,000	
S55年度	235,000	320,000	555,000	431,000	124,000	555,000	555,000		555,000	
S56年度	220,000	277,500	497,500	365,500	132,000	497,500	497,500		497,500	
S57年度	360,000	218,100	578,100	398,100	180,000	578,100	578,100		578,100	
S58年度	325,500	320,000	645,500	645,500		645,500	645,500		645,500	
S59年度	290,000	296,400	586,400	586,400		586,400	586,400		586,400	
S60年度	430,000	370,000	800,000	776,000	24,000	800,000	800,000		800,000	
S61年度	554,000	350,000	904,000	904,000		904,000	904,000		904,000	
S62年度	402,000	632,000	1,034,000	1,034,000		1,034,000	934,000	100,000	1,034,000	
S63年度	535,000	622,000	1,157,000	1,157,000		1,157,000	877,100	279,900	1,157,000	
H1年度	584,000	588,000	1,172,000	1,172,000		1,172,000	1,090,000	82,000	1,172,000	
H2年度	580,000	500,000	1,080,000	1,080,000		1,080,000	920,000	160,000	1,080,000	
H3年度	710,000	470,000	1,180,000	1,180,000		1,180,000	1,180,000		1,180,000	
H4年度	710,000	400,000	1,110,000	1,110,000		1,110,000	1,110,000		1,110,000	
H5年度	400,000	418,000	818,000	818,000		818,000	818,000		818,000	
H6年度	120,000	410,000	530,000	530,000		530,000	530,000		530,000	
H7年度	370,000	370,000	740,000	740,000		740,000	740,000		740,000	
H8年度	470,000	540,000	1,010,000	910,000		1,010,000	910,000		910,000	40,000
H9年度	320,000	530,000	850,000	950,000		850,000	950,000		950,000	90,000
H10年度	486,000	500,000	986,000	986,000		986,000	986,000		986,000	97,000
H11年度	460,000	500,000	960,000	960,000		960,000	960,000		960,000	110,000
H12年度	466,000	400,000	866,000	866,000		866,000	866,000		866,000	69,000
H13年度	433,000	300,000	733,000	733,000		733,000	733,000		733,000	
H14年度	336,000	270,000	606,000	606,000		606,000	606,000		606,000	
H15年度	170,000	219,000	389,000	330,000	59,000	389,000	389,000		389,000	
H16年度	138,000	254,700	392,700	392,700		392,700	392,700		392,700	
H17年度	193,200	157,100	350,300	350,300		350,300	350,300		350,300	
H18年度	110,000	192,300	302,300	302,300		302,300	302,300		302,300	
H19年度	66,000	112,200	178,200	178,200		178,200	178,200		178,200	
H20年度	100,000	92,000	192,000	192,000		192,000	192,000		192,000	
H21年度	203,000	52,600	255,600	255,600		255,600	255,600		255,600	
H22年度	192,000	60,000	252,000	172,000	80,000	252,000	178,000	74,000	252,000	
H23年度	530,100	0	530,100	140,800	389,300	530,100	154,800	375,300	530,100	
H24年度	825,200	0	825,200	299,200	526,000	825,200	494,200	331,000	825,200	
H25年度	854,600	0	854,600	306,080	578,520	854,600	458,800	425,800	854,600	
H26年度	993,760	0	993,760	235,780	757,980	993,760	342,560	651,200	993,760	
H27年度	906,200	0	906,200	302,200	604,000	906,200	906,200		906,200	
H28年度	674,250	0	674,250	258,000	416,250	674,250	674,250		674,250	
H29年度	571,000	53,820	624,820	146,800	478,020	624,820	624,820		624,820	
H30年度	421,380	244,950	666,330	103,700	562,630	666,330	666,330		666,330	
R1年度	300,300	26,480	326,780	82,140	244,640	326,780	326,780		326,780	
合 計	17,622,990	11,437,150	29,060,140	23,468,800	5,591,340	29,060,140	26,568,440	2,491,700	29,060,140	406,000



我孫子市下水道事業年報 令和元年度版

令和2年9月発行

---

発行 我孫子市建設部下水道課

編集 下水道課 料金担当

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地

電話 04-7185-1111(代表)

---